



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

454	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課)..... 1
455	〃	(〃)..... 2
456	〃	(〃)..... 3
457	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 3
458	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃)..... 4
459	〃	(〃)..... 4
460	基本測量の終了	(技術調査課)..... 4
461	公共測量の終了	(〃)..... 5
462	〃	(〃)..... 5
463	国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改築工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(道路建設課)..... 5
464	随意契約の相手方の決定	(警察本部)..... 9

○ 公告

	入札公告	(道路建設課)..... 10
--	------	-----------------

告 示

和歌山県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテぶらくり丁店
和歌山県和歌山市元寺町1丁目25

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社長谷川冷機 代表取締役 赤井雅哉
和歌山県和歌山市西河岸町47番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 安田隆夫

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

4 変更年月日

令和元年9月25日ほか

5 変更した理由

小売業者の代表者及び住所の変更のため

6 届出年月日

令和3年3月29日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年4月23日から同年8月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第455号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エバグリーン西庄店

和歌山県和歌山市西ノ庄東畑767番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名

（変更前）代表取締役 森田俊作

（変更後）代表取締役 北哲弥

4 変更年月日

令和3年4月1日

5 変更する理由

代表者変更のため

6 届出年月日

令和3年4月1日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年4月23日から同年8月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテぶらくり丁店

和歌山県和歌山市元寺町1丁目25

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社長谷川冷機 代表取締役 赤井雅哉

和歌山県和歌山市西河岸町47番地

3 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前10時

（変更後）午前9時

4 変更年月日

令和3年4月1日

5 変更する理由

営業計画の変更のため

6 届出年月日

令和3年3月29日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和3年4月23日から同年8月23日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第457号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第458号

令和3年和歌山県告示第344号（以下「告示第344号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
堀内三佐代
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第344号のとおり

和歌山県告示第459号

令和3年和歌山県告示第345号（以下「告示第345号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
浦西泰造
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第345号のとおり

和歌山県告示第460号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間 令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第461号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和3年1月25日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第463号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 一般競争入札に付する工事の名称等
 - (1) 工事年度及び工事番号
令和3年度 県債道改交金 第14号
 - (2) 工事名
国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - (1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。
 - ア 構成員が3者であること。
 - イ 各構成員の出資比率がそれぞれ20%以上であること。
 - ウ 経営形態が共同施工方式であること。
 - エ 各構成員に在籍する土木一式工事の監理技術者の数を合計した数が5名以上であること。

- (2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。
- ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。
 - イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の土木一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査をいう。）に係る総合評定値（（3）シにおいて「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。
 - ウ 平成18年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）としてNATM（New Austrian Tunneling Method）による道路トンネル工事を完成させ、引渡しが完了した施工実績を有していること。
 - エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。
 - (ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者（次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。）であること。
 - a 1級建設機械施工技士の資格を有する者
 - b 技術士の資格（技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者
 - c a又はbに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
 - (イ) 平成18年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請（元請が共同企業体の場合にあつては、元請となる共同企業体への出資比率が20%以上である構成員の場合に限る。）の従業員としてNATMによる道路トンネル工事に従事し、完成させ、引渡しが完了した施工経験（掘削から覆工までの一連の施工を管理・監督した経験に限る。）を有する者であること。
 - (ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。
 - (エ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員（代表者であるものを含む。）がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。）でないこと。
 - エ 国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
 - オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
 - カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年制定）に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。

ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年制定）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。

サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が850点以上であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあつては、この限りでない。

(ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。

a 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有する者

b 1級建設機械施工技士又は2級建設機械施工技士の資格を有する者

c 技術士の資格（技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」（平成30年度まで）又は「農業農村工学」（令和元年度以降）とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」（平成30年度まで）、「農業農村工学」（令和元年度以降）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに限る。）を有する者

(イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により

選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

3 資格確認申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとし、申請書類のうち、ア及びオからケまでに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。

なお、ク及びケに掲げる書類の作成は、入札説明書に定めるところにより行うこと。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票（いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの）

ウ 印鑑証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届

オ 共同企業体の協定書の写し

カ 2 (1) エの要件を満たすことを証する土木一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

キ 2 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。）の写し

ク 2 (2) ウの要件を満たすことを証する書面

ケ 2 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者に関する書面

コ 2 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあっては、2 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書

シ 2 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し

ス 2 (3) スの要件を満たすために配置する予定の主任技術者について、次に掲げる書面

(ア) 2 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面

(イ) 2 (3) ス (イ) の要件を満たすことを証する雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し

セ 委任状（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書

(2) (1) のア、エ、ク、ケ、サ (エ) 及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、令和3年4月23日（金）から同年5月7日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行うものとする。

なお、これらの申請書類の様式は、和歌山県公共工事等入札情報システムから、ダウンロードすることができる。

ア 和歌山県公共工事等入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

イ ダウンロードすることができる期間

令和3年4月23日（金）から同年5月7日（金）までの間（午前3時から午前5時までの時間その他メンテナンス等により不定期に利用を停止する時間を除く。）

- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和3年4月26日（月）から同年5月7日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課に対して書面等（ファクシミリ及びメールを含む。）により行うものとする。

4 資格確認申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 令和3年4月26日（月）から同年5月10日（月）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（同年5月10日については、午後2時）までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- (2) 郵送により資格確認申請書類を提出する場合は、書留郵便で令和3年5月10日（月）午後2時までに、和歌山県県土整備部道路局道路建設課へ必着させること。

5 資格確認申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部道路局道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3092

メール e0802002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格確認申請書類に使用する言語

資格確認申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、共同企業体の代表者に対して入札参加資格確認通知書の郵送により令和3年5月18日（火）までに通知するものとする。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和3年5月19日（水）から同月28日（金）までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、令和3年5月31日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第464号

IC運転免許証作成用消耗品の購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) カード基体 300枚×3入（優良） 95箱

- (2) カード基体 300枚×3入（一般） 72箱
- (3) カード基体 300枚×3入（新規） 10箱
- (4) 経歴証明書カード基体 300枚 12本
- (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種） 84箱
- (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚 2個
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
- | | |
|--------------------------------------|----------|
| (1) カード基体 300枚×3入（優良）
1箱当たり | 474,210円 |
| (2) カード基体 300枚×3入（一般）
1箱当たり | 474,210円 |
| (3) カード基体 300枚×3入（新規）
1箱当たり | 474,210円 |
| (4) 経歴証明書カード基体 300枚
1本当たり | 165,660円 |
| (5) IC用リボンセット（2,000枚×1入×7種）
1箱当たり | 154,000円 |
| (6) 裏面印字用インクリボン 2,000枚
1個当たり | 17,600円 |
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

入 札 公 告

国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

令和3年4月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 令和3年度 県債道改交金 第14号
- (2) 工事名 国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事
- (3) 工事場所 日高郡みなべ町清川外地内

- (4) 工事概要 延長829.0m 幅員5.5 (6.5) m
トンネル工 (New Austrian Tunneling Method)
L=829.0m (CⅠ=424.5m、CⅡ=237.6m、DⅠ=97.9m、DⅢ=69.0m)
補助工法
注入式フォアポーリング L=8.0m
長尺鋼管フォアパイリング L=20.0m
- (5) 工期 690日間
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 共同企業体
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE (Value Engineering) 方式工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (11) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (12) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和3年和歌山県告示第463号に規定する国道424号（仮称切目辻トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 入札手続等
- (1) 入札契約事務担当課
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
和歌山市小松原通一丁目1番地
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092
- (2) 入札説明書等の交付、閲覧場所、期間、方法等
- ア 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
- イ 期間
令和3年4月23日（金）から同年6月10日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間
- ウ 方法
以下の方法により入札説明書等の交付及び閲覧を行うものとする。
(ア) 和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）から、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。
- a 入札情報システム
<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>
- b ダウンロード可能期間
令和3年4月23日（金）から同年6月10日（木）までの入札情報システム利用可能時間

c 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(イ) 入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を(2)イの期間、(2)アの場所において交付する。また、設計図書を(2)イの期間、(2)アの場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書はデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

(3) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、原則として電子入札システムにより、令和3年6月11日（金）から同月15日（火）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとする。

(ア) 電子入札システム

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで（休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。）

イ ア以外の者は持参又は郵送により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(2) アに同じ。

(イ) 期間

令和3年6月11日（金）から同月15日（火）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便により令和3年6月11日（金）から同月15日（火）午後5時までの間に到着すること。

(ウ) その他

提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(4) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。

なお、これらの詳細は、入札説明書に記載するところによる。

(5) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所

(2) アに同じ。

イ 開札日

令和3年6月16日（水）

ウ 開札予定時刻

午前10時

(6) 開札は、当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員を立ち合わせて行うものとする。

(7) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日

令和3年6月17日（木）

イ 公表予定時刻

午後2時

(8) 落札決定予定日

令和3年8月6日（金）

(9) 入札結果の公表

落札決定日の翌日（その日が休日に当たるときは、その翌日以降においてその日に最も近い休日でない日）

(10) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(2)アの場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和63年法律第108号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

b 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10分の3以上）とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 入札書の共同企業体の名称、住所若しくは代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがある入札書又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(ウ) 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

(エ) 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札

を除く。)

- (オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者
 - (カ) 次に該当する場合の入札参加者
 - a 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合
 - b 4(2)ア(イ)b又は4(2)ア(ウ)に係る内容を証する書類に不備があると認められる場合
 - (キ) 同一の入札について2以上の入札をした者
 - (ク) 入札時に工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者
 - (ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者
 - (コ) 入札書提出の日から落札決定までの間において、2に定める資格の要件のいずれかを満たさなかった者
 - (サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者
 - (シ) 虚偽の技術提案を提出した者
 - (ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者
 - (セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
 - (ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者
 - (タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者
- イ アに該当する者を落札者としていた場合には、当該落札者の落札決定を取り消す。

(4) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。
- イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を除く。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。
- ウ 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上、落札者とするものとし、調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。
- エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札要領により低入札価格調査を行った上で、落札者とする。

なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない和歌山県県土整備部道路局道路建設課の職員にくじを引かせて順位を決定する。

(5) 総合評価の方法

- ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。
- イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(6) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

- ア 覆工コンクリートの品質向上についての提案
- イ 坑口部周辺の地山の安定性についての提案

ウ 終点側明かり部の法面の安定性についての提案

エ 残土運搬時における粉塵を低減するための施工方法についての提案

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 議会の議決の要否

要

(10) 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 令和3年度 請負代金額の約4%の金額

イ 令和4年度 請負代金額の約80%の金額

ウ 令和5年度 請負代金額の約16%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(13) 落札決定後から本契約を締結するまでの期間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結せず、又は仮契約を解除する。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(14) その他

その他詳細は、入札説明書に記載するところによる。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Construction work of the kirimetsuji Tunnel

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :

2:00 P.M. 10 May 2021

(3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system :

5:30 P.M. 15 June 2021 (tenders bring with 5:00 P.M. 15 June 2021 or submitted by mail

5:00 P.M. 15 June 2021)

(4) Contact point for the notice :

Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department,
Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-city, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3092